

BUSINESSフィールド

かなえ総合法律事務所

クライアントファーストの姿勢で開業1周年

福岡市博多区に所在するかなえ総合法律事務所は2019年7月開業1周年を迎えた。

当事務所は甲谷健幸弁護士並びに三山直之弁護士の共同代表で、甲谷弁護士は企業側労働事件、コンプライアンス問題、不当要求問題、知的財産保護等の企業関係法務、三山弁護士は相続問題、交通事故、離婚問題をはじめとした個人関係法務において特に専門的な知見を有する。企業関係法務に於いては昨今のめまぐるしい労働法制の変化や法的権利意識の向上で、労働問題やパワハラ・セクハラなどのコンプライアンス問題が増加しており、顧問先を中心とした対応が多くなっている。また、代表者・役員個人の相続案件の引合いも多い。

事業主の承継や相続の問題については、いわゆる民事信託の創設、本年から順次施行されている相続法の約40年ぶりの大改正等の法制度の変化のなか、主に三山弁護士が永年の経験と知見を活かしクライアントをフォローしている。

他土業と連携しながら株式価値算定(デュエリジェンス)から後継者への譲渡まで一括対応するほか、法人のみならず個人事業主の承継ニーズもカバーしている。

幅広く諸般の業務を展開する当事務所であるが、代表弁護士2名の連携を強みとしたスピーディーな対応を旨とし、甲谷弁護士は2019年6月中小企業庁より中小企業に対して専門性の高い支援事業を行う経営革新等支援機関として認定された。

また、働き方改革に伴う企業対応や、今後特に問題になると考えられる入管法改正等に伴う外国人雇用に関する諸問題などについて企業へのレクチャー、行政機関における講師等も数多く手掛けるほか、特に入管法改正に伴う外国人雇用の拡大については、労働法などの入管法以外の各種法令も複雑に絡むため、全国的に見ても対応可能な弁護士が少なく周辺土業者からはフロントランナーの一人として認知されている。

当事務所の名称である『かなえ』は古代中国の青銅器の『鼎』を指している。『鼎』はバランスがよく安定しており、倒れにくいとされている。当事務所の名前には、お客様を支える「鼎」のような法律事務所でありたい、そして、お客様の思いを「叶え」たいとの意味が込められ、開業後間もない2018年8月には事務所名並びにロゴを商標出願した。

豊富な実務経験と知見を活かし、クライアントに寄り添った姿勢が各所で高い評価を受けており、今後もフットワークの良さを活かしたりーガルサービスの提供を基本理念とし、更なる飛躍が期待される。

かなえ総合法律事務所

代表者：甲谷 健幸・三山 直之

住所：福岡市博多区博多駅前4-10-13
奥村第3ビル6F

TEL：092-292-6826

FAX：092-292-6827



かなえ総合法律事務所
Kanae Law Firm